

令和2年6月1日

令和2年6月8日

(青字箇所加筆)

東京医療保健大学事務局

国の「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』の申請について

新型コロナウイルス感染症拡大による影響で、世帯収入の激減、アルバイト収入の激減・中止等により学生生活にも経済的な影響が顕著となってきている状況の中で、大学等での修学の継続が困難な状況にある学生が修学をあきらめることがないよう『学生支援緊急給付金』制度が国により創設されました。

本学では既に5月20日(水)並びにスマートフォン等からオンライン申請が可能となった5月27日(水)の2回にわたり、本制度の募集、申請方法について各学生個人アドレス宛にメールをしておりますが、本紙により「『学生支援緊急給付金』申請のポイント」をご案内いたしますので、必ずお読みいただき、本給付金を希望する方は期日までに申請してください。

～「学生支援緊急給付金」申請のポイント～

『学生支援緊急給付金』は学生が大学に申請し、大学が選考、そして大学が国に推薦します。

支給対象者は、国が定めた「家庭から自立してアルバイト収入で学費を賄っている」や「新型コロナウイルス感染症拡大の影響で収入が大幅に減少している」「修学支援新制度や日本学生支援機構第一種奨学金等、既存の支援制度を活用している」等の要件がありますが、最終的には、学生の自己申告状況や提出書類に基づき総合的に考慮した上で「経済的理由により大学での修学の継続が困難であると大学が必要性を認める学生」を大学は選考し、国に推薦します。よって、要件のすべての条件を満たさない場合でも申請を受け付けますので、申請してください。(ただし、国への推薦順位は下がります)なお、本学独自に書類提出をお願いすることがありますので、ご協力をお願いします。

＜給付額＞ 住民税非課税世帯の学生等 20万円(高等教育修学支援新制度の第一区分受給学生等)
上記以外の学生 10万円

＜申請方法＞ 「書類郵送による申請」又は「オンライン申請」のいずれかで申請してください。
※詳細は、各学生宛のメール『学生支援緊急給付金』申請のご案内、又は、学内グループウェア desknet's NEO をご覧ください。

＜申請期限＞ 6月12日(金) 郵送による申請の場合、期限日消印有効

＜給付の決定等＞ 本給付金は各大学の推薦可能枠が国により定められているため、申請要件を満たしていたとしても採用されないことがあります。大学から国への推薦者に関する発表は行いません。採用者には国から次の口座に給付金が振り込まれます。採用者の発表は給付金の振り込みをもって行われます。採否についての通知は行われません。

- ・日本学生支援機構奨学金受給者の採用者は奨学金振込口座
- ・上記以外の採用者は本給付金申請書の「振込先情報」に記入した口座

《お問合せ》 各キャンパス事務部、奨学金担当迄お問合せください。

五反田キャンパス事務部 03-5421-7655

世田谷キャンパス事務部 03-5799-3711

国立病院機構キャンパス事務部 03-5779-5031

国立病院機構立川キャンパス事務部 042-521-7201

船橋キャンパス 047-495-7751

雄湊キャンパス 073-435-5819

日赤和歌山医療センターキャンパス 073-435-5819